

## 高圧機器更新工事に関する仕様書

### 1. 件 名

住吉区社会福祉協議会 高圧機器更新工事

### 2. 履行場所

大阪市住吉区浅香 1-8-47 住吉区在宅サービスセンター

### 3. 工事予定日

令和6年1月28日までの日曜日もしくは祝日。(本会の休館日)

### 4. 更新機器

更新の対象となる機器については別紙機器リストのとおり。

(更新機器は同等以上のものとする。更新機器に関するリストを事前に提出すること。)

### 5. 現地調査日

令和5年9月1日から9月8日まで。

(事前に希望する日程を担当者と調整し必ず実施してください。)

### 6. 業務の概要等

- (1) 当該業務では、4で示した機器の更新を行うこと。
- (2) 受注者は、更新工事に際して、第1種電気工事士を配置し業務を実施すること。
- (3) 作業にあたっては、本会の保守管理業者の立会いを求め、必要な指導または助言を受けすること。
- (4) 更新後は、法定に基づく当該電気工作物の測定・試験を行い、経済産業省等で求める電気設備技術基準の規定に適合しない事項があるときは、保守管理業者に必要な指導または助言を求めること。
- (5) 電気工作物の事故発生等の場合は、応急処置を指導するとともに、事故原因の探求に協力し、必要に応じて検査を実施すること。
- (6) 完了後、受注者は機器に関する内容(実施日、実施者名簿、機器名ならびに施工写真、交換後に実施した危険の内容および結果、産業廃棄物管理票)を書面により提出すること。

### 7. その他

- (1) 本仕様書に関する事項、または疑義が生じた場合は担当者と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 取付費・工事費・処分費・養生費・試験費・諸経費以外に必要な経費がある場合は別途計上のこと。保守管理業者の立会いに関する費用は本会が負担する。